

第 12 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

【基本認識】

- 男女共同参画社会基本法第 7 条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならないとされている。国際社会における男女共同参画・女性活躍の進展を真剣に受け止め、国際規範・基準等や国際的なコミットメント等を国内施策に適切に反映していくとともに、国際的な取組に貢献していく必要がある。
- 平成 27（2015）年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされている。また、令和 6（2024）年 9 月に採択された「未来のための約束」においても、ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメントが持続可能な開発の不可欠な前提条件であることが確認されている。令和 9（2027）年 9 月の SDG サミットにおいて議論が本格化する見込みの令和 12（2030）年以降の枠組みを見据えつつ、施策を強力に推進するための体制（国内本部機構）の機能の充実・強化を図り、政府が行うあらゆる取組において常にジェンダー平等及びジェンダーの視点を確保し施策に反映していく（ジェンダー主流化）。
- 女子差別撤廃委員会対日審査や北京+30 を踏まえた国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める。
- G 7、G 20、A P E C 等の首脳級・閣僚級会合におけるジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントに関する国際的なコミットメントを確実に実施するとともに、令和 12（2030）年に G 7 議長国、また、令和 13（2031）年に A P E C 議長を務める予定であることを踏まえ、様々な国際的な議論や取組に積極的に貢献していく。
- 政府開発援助（O D A）におけるジェンダー主流化の推進、国連安保理決議第 1325 号に代表される一連の「女性・平和・安全保障（W P S）」に関する安保理決議に係る取組、紛争下の性的暴力への対応及び防災分野における実施により、女性・女児のエンパワーメントやジェンダーの視点からの国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献していく。
- 国際機関等における国際的な政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進する。
- 上記の取組を実施する際には、国際的な議論や関連する政府の取組について国民の理解を深めるための情報提供を行うとともに、国連を含む各種国際機関、地方公共団体、民間部門、市民社会等、全てのステークホルダーとの連携・協力を行う。

< 施策の基本的方向と具体的な取組 >

1 持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調

（1）施策の基本的方向

- 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる令和 12（2030）年を達成期限とする持続可能な開発目標（SDGs）に関し、SDGs 実施指針改定版（令和 5（2023）年 12 月 SDGs 推進本部決定）を踏まえ、国際社会における普遍的価値としての人権の尊重、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化は、分野横断的な価値として SDGs の全ての目標の実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要であるとの主要原則に則り、ジェンダー平等の実現を含む我が国の優先課題に取り組む。
- また、気候変動を始めとする地球規模課題の深刻化に加え、国際情勢の緊迫化、各国の政治情勢の急激な変化等、ジェンダー平等の実現に必要な平和で安定した国際環境それ自体が危機にさらされる状況が生じているが、我が国が提唱する「人間の安全保障」の理念の下、国際社会と協力しつつ、平和の持続と持続可能な開発の一体的な推進に資する取組を進める。
- さらに、女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める。

（2）具体的な取組

ア 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進

- ① 全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（平成 28（2016）年 5 月設置）において決定された SDGs 実施指針改訂版を踏まえ、同本部で決定された SDGs 達成に向けた実行計画を広範なステークホルダーと連携して推進・実施する。【外務省、関係府省】
- ② SDGs 目標 5（ジェンダー平等の実現）の達成度を的確に把握するため、データに基づくグローバル指標を活用し、進捗結果を国内外に適切な形で公表する。また、海外及び国内の研究機関等による評価、グローバル指標の検討・見直し状況、ローカル指標の検討状況等に留意し、進捗評価体制の充実と透明性の向上を図る。【内閣府、総務省、外務省、関係府省】

イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等

- ① 女子差別撤廃条約第 9 回政府報告最終見解における勧告について、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。また、政府として同勧告中のフォローアップ事項について適切な時期に女子差別撤廃委員会に対し、その進捗状況等について報告するとともに、同条約第 10 回政府報告を作成し、同委員会に提出する。【内閣府、外務省、関係府省】
- ② 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。【外務省、関係府省】
- ③ 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO 第 111 号条約）、パートタイム労働に関する条約（ILO 第 175 号条約）、母性保護条約（改正）に関する改正条約（ILO 第 183 号条約）、家事労働者の適切な仕事に関する条約（ILO 第 189 号条約）、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約（ILO 第 190 号条約）その他男女共同参画に関連の深い未締結の条約について、世界の動向や国内諸制度との関係を考慮しつつ、締結する際に問題となり得る課題を整理するな

ど具体的な検討を行い、批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払う。【内閣府、外務省、厚生労働省、関係府省】

ウ 北京宣言・行動綱領に沿った取組の推進

- ① 国連女性の地位委員会や国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）等に積極的に参加し、参加各国との連携を図るとともに、我が国の男女共同参画・女性活躍に係る取組等の情報発信、共有により国際的な政策決定、取組方針への貢献に努める。【内閣府、外務省、関係府省】

エ 国際機関等との連携・協力推進

- ① U N W o m e nを始めとする国際機関等への積極的貢献を図るとともに、連携の強化等を図る。特に、「ビジネスと人権」等、近年の国際的な基準に基づくジェンダーに係る情報公開等を企業に求める国際的な潮流を踏まえ、関連する国際機関等による取組の紹介等に努める。【内閣府、外務省、関係府省】

2 G 7、G 20、A P E C等における各種コミットメント等への対応

（1）施策の基本的方向

- 近年、G 7、G 20、A P E Cといった国際会議の場において、ジェンダー平等の実現が主要議題の一つとして取り上げられ、首脳級・閣僚級での様々な国際的なコミットメントがなされている。例えば、令和5（2023）年のG 7日本議長国年には、広島サミット及び全ての閣僚会合にてジェンダー平等を議題として取り上げ、G 7広島首脳コミュニケ及びG 7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合を始めとする閣僚会合成果文書にジェンダー視点を盛り込んだ。
- こうしたコミットメントをこれまで以上に国内施策に適切に反映し、実施するとともに、我が国の経験や取組等に基づく情報発信、共有により、今後とも、国際的な議論や取組に積極的に貢献していく。
- また、我が国が国際会議の議長国となる場合には、ジェンダー平等や女性のエンパワメントを重視し、国際的な議論をリードする。

（2）具体的な取組

- ① G 7、G 20、A P E Cやその他の女性に関連する国際会議の場における首脳級・閣僚級のジェンダー平等に係る各種の国際的なコミットメントや議論を、国内施策に適切に反映して実施する。コミットメントに至る議論の過程においては、我が国の経験や取組等に基づく情報発信、共有により、政策決定、取組方針に貢献する。【内閣府、外務省、経済産業省、関係府省】
- ② 我が国が国際会議の議長国となる場合には、成果文書にジェンダー平等や女性のエンパワメントに関する事項を盛り込むとともに、全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げることを検討する。【外務省、関係府省】

3 男女共同参画・女性活躍に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

（1）施策の基本的方向

- 政府開発援助（ODA）プログラムやプロジェクトの実施におけるジェンダー主流化を推進し、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを推進することで、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう努める。
- 国連安保理決議第 1325 号等を踏まえた取組や紛争下の性的暴力への対応により、女性のエンパワーメントやジェンダーの視点からの国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献する。
- さらに、平和構築、自然災害への対応、感染症対策を含む国際保健などの様々な分野や、国際的な政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進する。

（２）具体的な取組

ア 開発協力大綱に基づく開発協力の推進

- ① 開発協力大綱（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）及び「女性の活躍推進のための開発戦略」に基づき、ジェンダー主流化の視点及び女性の権利を含む基本的人権の尊重を重要なものとして考え、開発協力を適切に実施する。【外務省、関係府省】

イ WPS の理念を踏まえた女性の平和等への貢献や紛争下の性的暴力への対応

- ① 国連安保理決議第 1325 号等を踏まえ、女性・平和・安全保障に関する行動計画を国際機関、有識者及び N G O 等市民社会とも連携しつつ効果的に実施し、平和構築及び復興開発等のプロセスへの女性の参画を一層促進する。【外務省、防衛省、関係府省】
- ② 紛争下の性的暴力防止について、関係国際機関との連携の強化を通じて、犯罪者の訴追増加による犯罪予防や被害者保護・支援等に一層取り組むとともに、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金への支援等を行う。【外務省、関係府省】

ウ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 国際機関等の専門職、国際会議の委員や日本政府代表等に、幅広い年齢層、分野の女性等がより多く参画することにより、国際分野における政策・方針決定過程への参画を一層促進し、国際的な貢献に積極的に努める。特に、海外留学の促進や平和構築・開発分野における研修等の充実により、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成や、若者や子育てが一段落した世代等に対する国際機関への就職支援を強化する。【外務省、文部科学省、関係府省】
- ② 在外公館における主要なポストの任命に際して、女性の登用を進める。【外務省】